

別紙様式第二

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

支 払 又 は 支 払 の 受 領 に 関 す る 報 告 書
(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領(取りまとめ分))

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日：_____

報 告 者：

氏名又は名称

及び代表者の氏名

報告者の区分(該当分に○)

1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他

報告者の業種番号(上記5のうち国際収支項目番号が記入要領2に該当する場合に記入)

住所又は所在地

責任者の氏名

担当者の氏名(電話番号)

1 支払又は支払の受領の実行日：_____年 _____月1日から末日まで

2 報告通貨(該当分に○) _____イ. 円(3又は4に換算方法を記入) ロ. 円以外(_____)(()内に通貨名を記入すること。)

3 外国通貨の本邦通貨への換算方法(該当分に○ _____ハの場合には()内に使用した換算レートを記入すること。)

イ. 月中平均レート _____ロ. 月末レート _____ハ. その他<社内レート等>
(_____)

4 電子決済手段等の本邦通貨への換算方法(該当分に○ _____ニの場合には()内に使用した換算レートを記入すること。)

イ. 月中平均レート _____ロ. 月末レート _____ハ. 実勢相場 _____ニ. その他(_____)

5 3千万円相当額以下の支払又は支払の受領(該当分に○) _____イ. 含む _____ロ. 含まない

(注 3千万円相当額以下の支払又は支払の受領を除外して報告することが困難な場合には、当該支払又は支払の受領を含めて報告して差し支えない。)

(1) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領11に該当する場合を除く。)

(単位：百万円・千通貨単位)

支払又は支払の受領の目的	支払の区分	合 計	取引の相手方の所在国又は地域 (非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体の所在国又は地域)						
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払								
	支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払								
	支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払								
	支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領の目的：	支 払								
	支払の受領								

(記入要領)1 西暦により記入すること。

2 「報告者の業種番号」欄には、支払又は支払の受領(以下「支払等」という。)の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する場合、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。

- 3 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 4 支払等を行った通貨により報告する場合は、当該決済通貨の種類ごとに別葉として作成すること。また、電子決済手段等(法第6条第1項第9号に規定する電子決済手段等をいう。以下同じ。)による支払等を報告する場合にも別葉として作成すること。
- 5 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。
- 6 支払等が電子決済手段等により行われた場合には、当該電子決済手段等を本邦通貨に換算した上で記入すること。
- 7 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別に集計すること。
- 8 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引(支払等の原因となった取引をいう。)の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体)の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。
- 9 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
- 10 債権債務の相殺及び証券の交換その他現物による決済による支払等についても報告を要する。この場合、債権及び債務の総額(相殺尻として決済する部分を含む。)について本報告書により国際収支項目ごとに分類して報告し、相殺尻の支払等については国際収支項目番号を「491(貸借記又は相殺の決済尻)」として支払等の報告を行うことができる。
- 11 支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合は、(2)により報告すること。

(注)1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。

- 2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意すること。

報告者の氏名又は名称 _____

(2) 支払又は支払の受領(国際収支項目番号が記入要領1に該当する場合に限る。)

(単位：百万円・千通貨単位)

支払又は支払の受領 の目的	取引の相手 方の業種	支払の区分	合計	取引の相手方の所在国又は地域 (非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体の所在国又 は地域)						
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領 の目的：	業種番号：	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領 の目的：	業種番号：	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領 の目的：	業種番号：	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領 の目的：	業種番号：	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領 の目的：	業種番号：	支 払								
		支払の受領								

国際収支項目番号： 支払又は支払の受領 の目的：	業種番号：	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領 の目的：	業種番号：	支 払								
		支払の受領								
国際収支項目番号： 支払又は支払の受領 の目的：	業種番号：	支 払								
		支払の受領								

(記入要領)1 支払又は支払の受領(以下「支払等」という。)の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 813, 815, 817, 820, 823, 911, 912, 913, 915, 917, 920, 923に該当する場合に報告すること。

2 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。なお、発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。

3 「取引の相手方の業種」欄には、支払等の目的が、国際収支項目番号512, 521, 531, 541, 568, 811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。

4 支払等が電子決済手段等により行われた場合には、当該電子決済手段等を本邦通貨に換算した上で記入すること。

5 月中の支払等を国際収支項目番号別かつ所在国又は地域別かつ業種番号別に集計すること。

6 「取引の相手方の所在国又は地域」欄は原取引(支払等の原因となった取引をいう。)の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあつては証券の発行体)の所在国又は地域別により区分すること。ただし、原取引の相手方により区分することが困難な場合には、支払等の相手方により区分して差し支えない。

7 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

8 債権債務の相殺及び証券の交換その他現物による決済による支払等についても報告を要する。この場合、債権及び債務の総額(相

殺戻として決済する部分を含む。)について本報告書により国際収支項目ごとに分類して報告し、相殺戻の支払等については国際収支項目番号を「491(貸借記又は相殺の決済戻)」として支払等の報告を行うことができる。

(日本産業規格A4)

(2/2)